

5世区情第334号
令和5年6月9日

世田谷区公文書管理委員会 様

世田谷区長 保坂展人



令和4年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄
に関する意見聴取について（追加作成分）（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項の規定
に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問件名

諮問第14号 令和4年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の移管及
び廃棄に関する意見聴取について（追加作成分）

2 諮問理由

令和4年度中に作成した、保存期間が1年未満である公文書のうち、諮問第10号
による意見聴取以降に作成されたものの移管及び廃棄の妥当性について、公文書管
理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問します。

5世区情第335号
令和5年6月9日

世田谷区公文書管理委員会 様

世田谷区長 保坂展人



令和5年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問件名

諮問第15号 令和5年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について

2 諮問理由

令和5年度中に随時保存期間を満了する、保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄の妥当性について、公文書管理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問します。